



やまび

Vol.57

■【特集】

- 相続登記の申請が義務化されました…2～3
- 第29回通常総代会……………4
- 共有林等役員研修会……………5
- 組合の活動あれこれ……………6～7
- 4年ぶりに「しんりん祭」開催…8～9
- 地域のことをもっと知ってみよう!…10
- 職員募集／森クイズ……………11
- 組合からのお知らせ……………12



しんりん祭 上田会場（上小森林センター）

4年ぶりに「しんりん祭」を開催し、多くの方にご来場いただきました

なくそう、所有者不明土地！

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります！

令和 6 年 4 月 1 日から 相続登記の申請が義務化されました

山林も
対象です

相続登記が義務化されるのはなぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地*」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の障害が生ずるなど、社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和 3 年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

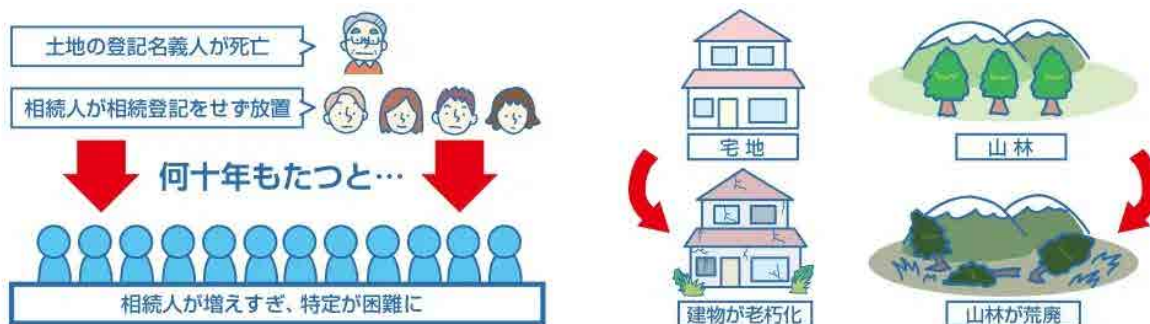


* 「所有者不明土地」とは

登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

このような土地が日本各地で増加しており、その面積を合わせると、九州の面積よりも広いと言われています。



所有者が分からない土地は利用も管理も困難になってしまう！

Q and A 教えて！ 相続登記

Q 相続登記の義務化とは、どのような内容ですか？

- ① 相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から 3 年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。
- 正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10 万円以下の過料が科される可能性があります。
- 遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から 3 年以内に、遺産分割の内容に応じた登記をする必要があります。



Q 相続登記の義務化が始まるのは、いつからですか？

- ① 相続登記の義務化は、令和 6 年 4 月 1 日から始まります。
- ただし、令和 6 年 4 月 1 日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

❶ いつまでに相続登記をすればいいですか？

- ❶ 不動産を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記をしていただく必要があります。また、令和６年４月１日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和９年３月３１日までに相続登記をしていただく必要があります。

❷ 期限までに相続登記をするのが難しそう…

- ❶ 相続登記を申請しようとする場合、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸除籍謄本などの書類を収集して、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定する必要があります。そこで、期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みとして、「相続人申告登記＊」が新たに設けられました

＊自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を期限内（３年以内）に登記官に申し出ること、義務を履行することができます。登記官は、所要の審査をした上で、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記します。



❸ 自分の森林がどこにあるのか分からないのですが。

- ❶ 森林が所在する（と思われる）地域を管轄する市町村の林務担当部局等にご相談ください。

❹ 森林を今後どのように管理したら良いかわかりません。

- ❶ 森林が所在する地域を管轄する都道府県の出先機関や市町村の林務担当部局、森林組合等にご相談ください。

（出典）林野庁 HP
相続登記申請の
義務化について



❺ 相続登記について不明な点があれば、どこに相談すればよいのですか？

- ❶ お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等にご相談ください。



■法務局登記手続案内

ウェブ登記手続案内（予約制）



電話又は対面での手続案内
（各法務局のホームページ）



■専門家（司法書士・弁護士）に相談したい場合

日本司法書士会連合会の
ホームページ
（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会の
ホームページ
（法律相談のご案内）



詳しくはこちら

■法務省ホームページ

所有者不明土地の
解消に向けた民事
基本法制の見直し



相続登記の申請義務化
特設ページ



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

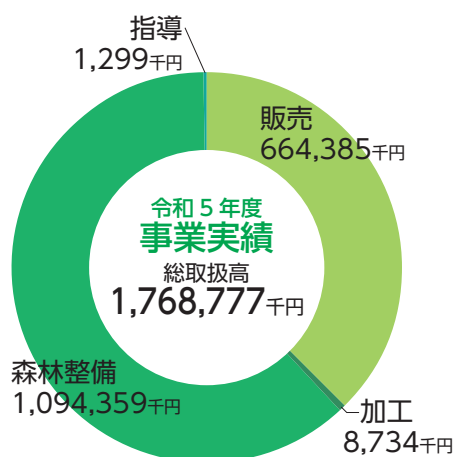
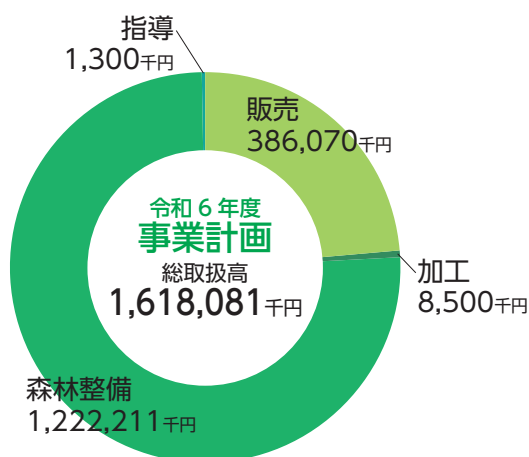


（出典）
法務省 Web サイト https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00565.html#mokuji1
政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202203/2.html#fourthSection>
林野庁 HP <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#4>

第29回 通常総代会 開催

三月二十二日(金)、第二十九通常総代会が上小森林センターにおいて開催され、総代総数二〇〇人中一八〇名(内委任状七十三名)が出席しました。

議長には上田の久保田良和氏が就任、提出議案全てが原案通り可決承認されました。



石井組合長挨拶 (要旨)

新型コロナウイルスが五類になったと思えば、燃料、資材などの相次ぐ値上げ、また人手不足は、組合事業にも大きな影響が出ています。そのような中、事業運営は組合の基本方針である「森林づくりから組合員と地域に貢献する」を柱に、収穫期にあるカラマツを中心に、資源としての木材の利用を進め、森林所有者の皆さまに収益をできるだけ還元するとともに、次の世代につながるように、伐採後は補助制度を利用して再造林を行う循環型林業を進め、森林の公益的機能が十分発揮される健全な森林づくりを目的に事業展開してまいりました。その結果といたしまして、令和五年度は事業取扱高一七億六千万余、当期未処分剰余金四千九百万円余、木材生産量は五万三千m³を計上することができました。

また、組合員はじめ地域の皆さまから開催の問い合わせが多く寄せられていました「しんりん祭」を四年ぶりに開催し、四支所五会場での来場者数は六千人となりました。コロナ禍前に比べて六〇%の人出でした。

が、楽しみに待っていてくれる方のためにも、今年も新たな企画を考え、昨年以上の来場者数を目標に開催したいと考えます。

さて、森林の持つ公益的機能を貨幣換算すればどのくらいになるかといえますと、長野県から出ている数字では、土壌保全、水源涵養、保健休養、地球温暖化防止機能などで、一年間に1haあたり二九〇万円の公益的機能があるとされており、これを私たちの上小地区に当てはめてみますと、皆さんの山を中心とした民有林の森林面積は四万haであり、ますので、年間で一千億円の公益的機能があることになり、皆さんの山はこんなにも地域に貢献しているということが言えます。

そして私たち森林組合は、皆さんの森林をはじめとした地域の森林が持つ機能を最大限発揮できるように、毎日作業をしています。森に携わる私たちの仕事は、こんなにも地域、社会生活に貢献しているのだという思いを胸に、今年も役職員一丸となって、事業を進めていく所存です。

あつまれ！ にぎやかな森づくりフォーラム 2024／共有林等役員研修会 in サントミューゼ（上田市）

〈あつまれ！ にぎやかな森づくりフォーラム 2024〉

主催：上田地域振興局、上田市、東御市、長和町、青木村、

上小林業振興会、信州上小森林組合、上小森林認証協議会

後援：上小木材協同組合、上小猟友会

午前中は「共有林等役員研修会」を開催しました。この研修会は、更なる地域林業の活性化と森林整備の円滑な実施を図ることを目的としています。

研修会の前に希望者を対象とした「森林づくり相談会」を地区ごとに行い、その後は「森林づくり研修会」として上田地域振興局や東信木材センター、長野県森林組合連合会より、森林づくりの補助制度等、木材の需給状況と価格の動向などについて話をしました。



午後は「あつまれ！ にぎやかな森づくりフォーラム 2024」として、林業関係コンクール表彰式、林業や環境に関する講演、またパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、当組合からは田中憲一郎（依田窪支所長代理）が「主伐・再造林について」をテーマに、世代を超えた森林資源の循環的な保全と活用、現在収穫期とされる多くの人工林での主伐と再造林の推進について発表しました。





組合の活動 あれこれ

仕事始めの式／新年安全祈願祭

1月4日(木)

新年の仕事始めに併せ、安全祈願祭を行いました。
山家神社の押森神官による祝詞奏上、玉串奉奠など、職員全員で労働安全を祈願しました。

安全スローガンは毎年全職員から募集しており、その中から選ばれた今年度の安全スローガンを掲げ、安全意識の向上を図り、全職員一同無事故・無災害を目指します。



令和6年度 安全スローガン

**気を抜くな！
慣れた作業に落とし穴
合図・手順の再確認**

(依田窪支所 前野 康博)



決算監査／理事会

2月26日(月)に監査が行われ、監事3名による令和5年度事業の決算監査が行われました。役職員の職務執行状況、財務諸表等について、適正に処理されていることが認められました。

3月7日(木)には理事会が開催、令和5年度実績と6年度計画等について議案審議が行われ、全ての議案が承認されました。

コンプライアンス研修会

1月4日(木)

仕事始め終了後は、コンプライアンス研修会を行いました。コンプライアンスに対しそれぞれが自覚し、仕事に取り組めるよう研修会を通し実践していきます。



高校生による職場体験

11月22日(金)

丸子修学館高校より生徒2名の職場体験を受け入れました。

始めに森林組合の概要について説明をし、その後は長和町の現場にてGNSS測量体験や現場見学を行いました。

職場体験を通して、地域の森林について、理解を深め、森林づくりの大切さに関心が高まることを期待しています。



小学校にてふるさと体験学習 「しいたけ栽培」

4月25日(木)

今年度も上田市立塩田西小学校4年生によるしいたけ栽培体験学習が行われ、当組合職員も指導の一人として参加しました。

地元のしいたけ栽培者より、原木椎茸の植菌方法や道具の使い方について説明を受けた後、子供達は2～3本ずつ穴開けから駒打ちまで行いました。

今後は、生徒を中心に水くれをして、梅雨明けを目安に学校近くの体験の山へ運びます。



植木まつりを開催しました

4月13日(土)～5月19日(日)

今年も春の恒例行事、植木まつりを開催しました。良質で安価な庭木や花などを豊富に取り揃え、販売するとともに配達・植え込みなどにも対応いたしました。

植木まつり期間中は、土日祝日も営業しており、大勢の方にご来場いただきありがとうございました。



チェック!



イベント終了後も植木の販売、庭づくりのご相談を承っております。お気軽にお問い合わせください。

毎年ご好評の「ほだ木」は完売いたしました。

「ほだ木」とは、原木にキノコの菌を植え付けたもので、ご自宅で椎茸栽培を楽しむことができます。椎茸の収穫が待ち遠しいですね。





4年ぶり

しんりん祭 開催しました！

「しんりん祭」とは、組合員及び地域の皆様に日ごろの感謝をお伝えする組合の恒例イベントです。コロナ禍により2020年以降中止していましたが、4年ぶりに開催いたしました！

空くじ無しのお楽しみ抽選会、組合カレンダーの配付、野菜や果物などのお買い得商品をたくさんご用意しました。

11/23 (木) 依田窪会場 (古町グラウンド)

依田窪会場は、JA フェスティバル (よだくぼ南部会場) との共催でした。当日は晴天にも恵まれ、大勢の地域の皆様にお越しいただきました。



11/25 (土)
26 (日) 青木会場 (道の駅あおき)

青木会場は、雪がパラパラと舞っており風も冷たく寒い日となりましたが、職員は寒さに負けない気持ちで皆様をお迎えし、大勢の皆様にお越しいただきました。



12/2 (土)
3 (日)

上田会場 (上田支所)

朝早くから大勢のお客様にお越しいただき、とても賑わいました。上田会場ではクラフト体験やお子様対象の綿あめサービスもあり、とても好評でした。



12/2 (土)

東御会場 (道の駅雷電)

会場が道の駅のため、たくさんの方々にお越しいただきました。一番人気は、乾し椎茸徳用 (丸)。お正月料理にと買い求めいただく方が多く、完売しました。



12/9 (土)
10 (日)

真田会場 (川東支所)

真田会場は、目玉商品を求めるお客様により長い行列ができました。最終会場ということもあり、多くの方にご来場いただき、とても賑わいました。



4年ぶりの「しんりん祭」はいかがでしたか。
久しぶりの開催となりましたが、多くのお客様にお越しいただき、
ありがとうございました。

地域のことをもっと知ってみよう！

—長和町和田男女倉—

木材を運んだトロッコ道

今から 30 年ほど前、長和町和田地域に木材搬出用のトロッコ道があることを知りました。

就職してから、色々な方に聞いてみましたが、はっきりしたことが分からず、今回、男女倉に在住の名取さんが知っていることが分かりお話を伺いました。



大門追分鷹山スキー場付近で切り出された木材を和田の男女倉公民館付近にあった製材工場まで運ぶトロッコ道がありました。大正 14 年頃に敷設され、昭和 11 年頃まで使用されていたようです。当時の様子を知る方も少なく、はっきり撮影された写真や場所などを示す資料がほとんど残っていないため細かい事はわかりませんが、トロッコを作業現場まで引き揚げ、木材の重さを利用し製材工場まで下っていたようです。

廃止から 70 年以上がたっても、トロッコ道の跡や橋を架けた石垣の橋台などが残り、当時を偲ばせています。

1 橋台跡①



2 土を盛ってトロッコ道を通した跡



3 男女倉の林内に残るトロッコ道



4 橋台跡①より上流にある橋台跡②



5 鷹山の林内に残るトロッコ道（くぼんだ所）



当時の写真や地図、資料等お持ちの方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

【現地案内】

（組合員）名取 久夫

【文章・写真】

（依田窪支所長）山下 貴之

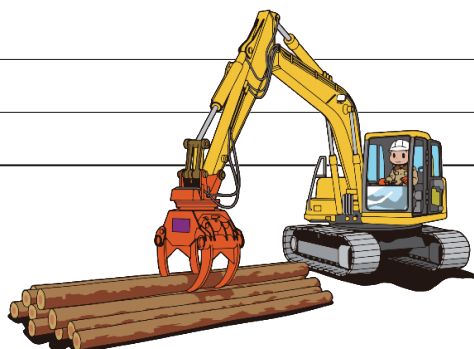
森林作業が好きな方

山が好きな方

体を動かすのが好きな方

私たちと一緒に働きませんか

	技術職員（学歴：専修・短大卒以上）	技能職員
仕事内容	森林施業の提案、測量、森林経営計画等の作成事務、現場管理	森林の造成（植栽、下刈、間伐等）、木材の搬出・販売等森林整備全般
給料	当組合の規程による ※年齢・経験等を考慮し優遇	
就業場所	上田市、東御市、長和町、青木村	
就業時間	8時30分～17時15分または 7時30分～16時15分（各休憩1時間） ※シフト制による	7時30分～17時15分（休憩1時間45分） 7時30分～17時 （休憩1時間30分 ※冬期間11月～1月）
休日	週休2日制（土・日）、祝日、お盆、年末年始	
待遇	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、退職金制度あり 家族手当・住宅手当・通勤手当（2km以上支給）、昇給、賞与あり、	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、退職金制度あり
年齢制限	あり（35歳以下）	
問合せ先	総務課 TEL.0268-39-8522	



Q) 職場見学や体験はできますか？

A) できます。お気軽にお問合わせください。

Q) 林業は未経験ですが大丈夫でしょうか

A) 林業が初めての方にも大丈夫です。「緑の雇用※」事業を活用します。

※「緑の雇用」…未経験者の方でも林業に就き、必要な技術を学んでもらうため、林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度です。

正解された方の中から、抽選で**3名様**に、食事処「しんりん」1,000円分の御食事券をプレゼントします！

〈応募はがきの記入方法〉

裏

- ① フイズの答え
- ② 郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号
- ③ 組合、広報誌へのご意見・ご感想などご記入下さい。

表

〒386-1212
上田市富士山
2464-226
信州上小森林組合
やまびこ編集部
宛

※発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。
（令和6年7月31日消印有効）

📁 前号(56号)の答えは「③菌糸」／応募総数18通(正解18通)でした。
ありがとうございました！

次の①～③の中から正解の番号を選び、はがき
に書いてご応募ください。

- ③ 令和6年4月1日
- ② 令和6年9月1日
- ① 令和5年4月1日

問題

相続登記の申請義務化は
いつから開始しましたか？



組合からの お知らせ

●職員の動き

【転任】

四月一日付

技能職員

樹山 拓馬（森林整備課付）

【退職】

十一月三十日付

技能職員

春原 芳弘（上田支所）

一月三十一日付

上田支所技師

北川 聖司（上田支所）

三月二十日付

技能職員

橋本 佳幸（依田窪支所）

三月三十一日付

技能職員

尾美 良一（上田支所）

工藤 聡（上田支所）

申 龍浩（上田支所）

五月二十五日付

技能職員

佐藤 徹（依田窪支所）

●森林保険への加入をお勧めします

「森林保険」とは、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害を総合的に補償する保険です。所有森林の方が一に備え、「森林保険」への加入をお勧めします。

詳しくは、お近くの支所へお問合わせください。



新しい森林保険公式キャラクター「たもち」と「そよりん」です。よろしくお願いします！



たもち



そよりん

●組合員名義の変更等について

相続などにより名義変更をする場合等は、「組合員の死亡届と相続人の加入申込書」など手続きが必要です。引越等でご住所が変更になった場合は「住所変更届」のご提出が必要になります。

また、新規加入や増資も随時受け付けています。手続き・書類等のお問合せはお近くの支所へお問合わせください。

●おてんま保険のご紹介

地元の方々と共有林の手入れ等を行うにあたり、万が一の怪我の対応に加入をお勧めしているのが「おてんま保険」です。お問い合わせや加入手続きは各支所にて受け付けております。※「おてんま」とは、それぞれの地区で行われる共同作業

組合
ホームページ



食事処しんりん
Instagram



あ と が き

四年ぶりに「しんりん祭」を開催しました。また皆様に喜んでいただけるよう職員一同努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

■信州上小森林組合

本所・上田支所／☎ 0268-39-8522・FAX0268-39-8523
依田窪支所／☎ 0268-68-2172・FAX0268-68-2056
川東支所／☎ 0268-72-3703・FAX0268-72-3881
青木支所／☎ 0268-49-2021・FAX0268-49-2641

〒 386-1212
〒 386-0603
〒 386-2201
〒 386-1601

長野県上田市富士山 2464-226
長野県小県郡長和町古町 2457-1
長野県上田市真田町長 7178-1
長野県小県郡青木村大字田沢 22